

東京弁護士会 前年度会長

鈴木 善和会員

戦後80年、そして弁護士制度150年という節目の年に、東京弁護士会を率いた鈴木善和前会長。任期を振り返る言葉として語られたのは、「健やか」という穏やかな一言だった。しかし、その語りの奥には、組織運営への危機感、人権課題への強い責任感、そして「言う以上は結果を出すべきだ」という一貫した信念が通底している。民間戦災者救済、再審法改正、選択的夫婦別姓制度など、多岐にわたる課題と向き合った1年を振り返っていただいた。

聞き手・構成：富田 寛之、坂 仁根



——まず、1年間の会長職を終えられて、率直なお気持ちからお聞かせください。

そうですね。一言でいうと、「健やか」というか、「終わりました」という気持ちとしては非常に穏やかです。もちろん、やり切ったという思いと、まだやり残したことがあるという感覚の両方がありますが、それでも1年間という任期を無事に終えられたことについては、素直に一区切りついたという感覚があります。

印象に残ったことという意味では、いろいろあるのですが、あえて一つ挙げるとすれば、当会の事務局が非常に洗練されてきたという点です。これは比較の問題で、私が2007年に副会長を務めたときとの比較になります。そのときも1年間、理事者として関わっていましたが、当時と比べても、現在の事務局はより洗練され、組織としての成熟度が高まっていると感じました。

——事務局の存在の大きさについて、改めて感じられたということでしょうか。

そうですね。会長職というのは、外から見るとトップがすべてを決めているように見えるかもしれませんが、実際にはそうではありません。副会長がそれぞれの役割を担い、その下で事務局の職員の方々が日々の業務を支えている。その積み重ねによって組織は動いています。そういう意味で、事務局の存在は非常に大きいと改めて感じましたし、信頼して任せることができたというのは大きかったと思います。

——就任当初に考えていた課題と、実際に1年間を経て見えてきた課題について教えてください。

会長としてやるべきことは、大きく分けるとマネジメントと、会員の意思をどのように実現していくかという点にあると思っています。

まずマネジメントの面ですが、会費をいただいて、それをもとに会務を運営し、会員に還元していくということになります。その中で感じたのは、会員の意思をどのように把握し、それをどのように反映させていくかという点の難しさです。

特に、無会派の会員が増えているということ、それから会派に属していても、会員の考えや気持ちを把握するルートが以前よりも弱くなっているのではないかと。この点は、中間団体は重要、個も大切という問題意識としてありました。そういう意味でいうと、国や自治体では当然のように行われている民主主義のプロセス、例えば情報公開やパブリックコメント、あるいは事業評価といった仕組みが、当会では十分に機能していないのではないかと感じました。

本来であれば、そういった仕組みをより整備し、透明性を高めていくことが必要だと思っていました。ただ、実際には総会の運営のあり方や、さまざまな内部事情もあり、強引に進めることは控えざるを得なかった部分もあります。その点については、自分としてももう少しできたのではないかという思いは残っています。

もう1つ、会長声明や談話についてですね、難しい

のは。弁護士会が様々な意見の会員で構成されていることを考えますと、基本的には弁護士法に基づく建議権（42条2項）がある中で、総会、常議員会において採択された意見の範囲内であれば正統性はあると考えていいと思いますが、それとてもその範囲を広く解するか狭く解するか、判例の射程距離みたいな問題も出てきます。また政治の問題と重なりが大きい分野がテーマである場合には、当然想定される声なき声にも配慮し、更にはそれを確かめるために、原案を寄せて頂いた委員会だけではなく別の委員会の考えをも事実上聴取するなどする必要性も今後増えてくるのではないかと思います。

—— 一方で、前進したと感じられる取り組みについてはいかがでしょうか。

多摩支部の問題は、その一つだと思います。多摩地域に事務所を構え、活動されている会員の方々について、本会との関係をどう位置付けるかという議論がありました。多摩支部は「本会化」という言い方をされていますが、その方向に向けて一定の前進があったと感じています。

具体的には、多摩支部において全員加入の決議がなされ、本会としてもそれをサポートしていく必要があるという認識が共有されました。地域に根ざした活動をどのように本会として支えていくかという点は、今後も重要な課題になると思います。

また、司法政策的な分野についても、会として意思決定をし、対外的に発信する以上、それを実現していく責任があるという意識で取り組んできました。「言うだけで結果を出せないなら、最初から言うな」というのが、私自身の基本的な考え方です。

ただ、現実には単年度では解決できない課題も多く、「たすきをつなぐ」という形になったものもあります。それでも、プロセスを積み重ねること自体に意味があると考えていますし、後任の方々にも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

—— 2025年度というのは、戦後80年で、弁護士制度150年という、歴史的転換点というところなんですけれども、このような歴史のある弁護士会、あるいは弁護士制度をもつ、当会の役割について、どのようにお考えでしたか。

当会は、日本最大の単位会ですから、全国の弁護士会をリードする役割が求められています。このことは

当会の会員だけでなく、全国の弁護士会からもそうした期待が寄せられていることを実感した1年でした。

当会の会長は、慣行として日弁連の副会長も同時に兼務する立場にあります。それ故、当会は、単に当会内部の運営にとどまらず、全国的な視点の中で活動することが常に求められている存在であるということは忘れてはならないと思います。

—— 民間戦災者救済の問題に取り組まれた背景について教えてください。

東京大空襲では、一晩で約10万人の方が亡くなられたと言われています。その多くが民間人です。しかし、民間戦災者に対する補償は十分に行われていません。

元々、それでいいのかという思いはありました。ただ、それがいつから自分として、それを何とか実現しなきゃいけないテーマだと思ったかという点、これ実はそんな古くはないんですよ。私の経歴の中で、2013年に日弁連の立法対策センターの事務局長となったところ、その少し前から、そのころからそういう未解決問題があるということ、恥ずかしながら把握して、では、この問題について日弁連はどういう意見を持っていたのか、どんな活動をしていたのか、と調べたんです。

そうしたら、1975年、今から50年前、名古屋で開かれた人権擁護大会で決議をしているということが分かりました。民間の戦災者に対する援護措置をすべきだと、軍人軍属の方には比較的手厚い援護措置がちゃんと法令に基づいて行われているのに民間の戦災者にはそれがない、人権大会の決議としては、法の下に平等に反する、憲法違反であると断定している決議でした。ただ、その人権大会で決議をして、その後どうなったのか、実現のためにどんな活動をしたのか、私も調べたんですが、弁護士会として何か組織的に取り組んで、そのための活動をしたという形跡がないんです。まったく無責任だなと。それでは言うだけでいかんじゃないかと思った訳です。まさにそれからですね、この課題に取り組み始めたのは。

ただ、弁護士会としてではなく、個々の弁護士という立場ではいくつかの弁護団が結成されて、司法的な解決のために一生懸命やられたということは勿論ありました。要するに、訴訟を起こすということですね。訴訟は全国で4つぐらい起こされました。それはもちろんその場面では、日弁連の人権大会の決議というものも大きな支えになったと思いますけれども、訴訟として

は請求棄却、最高裁まで行っても声は届かなかった。しかし、判決の理由中では、これは立法的な解決にすべき課題だという言及もあり、それでは、立法的な解決に向けて取り組まなければならないということで取り組んでいる訳です。当会は、東京大空襲があった正にその足元での出来事ですから、会長としても出来ることはやろうということでやって参りました。

東京大空襲は、端的に軍事目標主義じゃない攻撃ですから、今で言えば国際人道法、元々の言い方では戦時国際法違反ですよ。この国際法違反の軍事攻撃によって多くの民間の方が、亡くなり、障害を負い、家を失いという被害を受けた訳ですが、それに対して戦後の復興の中でも取り残したままということでは済まないのでは、正に国としての品位や道義が問われているという素朴な思いが、自分としては実は強いものがあってやって来ました。

—— 世田谷区で、条例ができるという成果もありましたね。

そうです。もっとも、これは実は正直に申し上げますと、私が会長として世田谷区長に働きかけたということでの因果関係はありません。ただ、8月15日に「80回目の終戦の日を迎えて民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明」、あと3月10日の東京大空襲、東京都平和の日ということですから、「東京都平和の日を迎えて空襲等民間戦災者に対する援護法の制定を改めて求める会長談話」を出しておりまして、多少なりともいい影響はあったかとも思います。実際、東京都平和の日の談話については、超党派の議員連盟の会長にも直にお持ちしましたところ、世田谷区での条例制定と相まって、議員立法による解決を実現するうえでも後押しになるということを言われております。

今年度、世田谷区で条例が制定されたことは一つの成果ですが、戦後80年ですから、対象者の高齢化を考えると時間的な制約は非常に大きいです。今後は、都内の別の自治体にも条例制定を働きかけまして、国と自治体の両面から攻めて、できるだけ早く具体的な成果につなげて行きたいと考えています。

—— 再審制度改革についての現在の状況をどのように見ておられますか。

再審制度については、5月13日には自民党の法務部会・司法制度調査会にて再審開始決定に対する検察官が抗告できるには十分な根拠があることが要件とし

て設定されることになりました。ご存じのとおり、法制審議会の答申では再審事件の長期化の大きな要因であった検察官抗告を禁止しないという結論になっていましたので、この点は成果であったと評価できます。また、再審請求人からの請求に基づく証拠開示命令の規定も新たに設けられてはおりますが、まだまだ国会審議での修正や政府答弁による解釈や運用上の課題が多く残っています（2026年6月8日現在）。

袴田事件などの影響もあり、社会的関心は非常に高まっています。また再審法改正法案は、重要広範議案として指定されており、総理出席による審理を要する法案となっています。平成の大改革と言われた司法制度改革の関連法案では、例えば裁判員制度においてすら、総理の法務委員会への出席はありませんでした。

再審法改正問題の重要度の高さを改めて認識し、世論の後押しをバックに、この機運を逃さず、あと少しですので、必要な改革につなげていかなければならない課題だと思っております。

—— 人権問題全般に対する姿勢についてお聞かせください。

同性婚の問題や生活保護基準の問題など、いずれも憲法上の人権に関わる重要なテーマです。弁護士会は人権擁護を使命とする団体ですから、侵害が認められる場合の法命題に基づく規範論としての発信は当然必要ですが、理念を制度化する政策論の問題についても、法律制度の改善に努める観点から、その実現のための活動は不可欠です。

繰り返しともなりますが、弁護士法42条に基づく建議権もありますので、それを適切に行使しながら、社会に対して必要なメッセージを発信するだけではなく、制度構築に向けた活動、これを果たしていくことが弁護士の責務であるということです。

—— 選択的夫婦別姓制度についてのお考えはいかがでしょう。

弁護士の中では、制度として実現すべきだという点については、当然ながら既にコンセンサスが出来上がっている課題です。ただ、社会全体で見ると、必ずしも切実な問題として広く共有されているとは言えない面もあるのではないかと感じています。政治は弱い者のためにあると唱える政治家は与野党を問わず大勢います。しかし、それでもなぜ？というところだと思います。

恵まれたキャリアとの関係で強く問題を感じている方がいる一方で、そこまで切実には正直思っていない方々も国民世論としては多いというのが現在地なのではと考えざるを得ません。選択だからいいのではないのかだけでなく、日々の生活やより深刻な差別に困難を抱えている方々からも共感を得ていくことが課題なのかも知れません。それには、裾野を広げて理解を深めていくことが必要であり、その意味では今はそのために与えられた時間でもあるのではないかと考えています。

—— 弁護士の信頼と不祥事防止についてはどのように取り組まれましたか。

会長として最も重い責任を感じたのは懲戒処分の告知です。これは弁護士自治の根幹に関わるものであり、その責任は非常に大きいと感じました。

一方で、不祥事を未然に防ぐための取り組みも重要です。当会では、データに基づくチェック体制や会員サポート、メンタルヘルスケア、倫理研修など、さまざまな取り組みを行っています。

会員数が増える中で、会員一人一人の状況を把握することは容易ではありませんが、できる限りの仕組みを整え、信頼の維持・向上に努めていく必要があります。

—— 「川を上れ、海を渡れ」という言葉についてお聞かせください。

弁護士制度150年ということもあり、「川を上れ」は由来や経緯をまず調べましょうということで、「海を渡れ」は文明国・近代国家となることを目指した明治以来の手法でこれも不可欠ですという意味です。歴史を振り返り、また広い視野を持つことの重要性を示したものです。弁護士という職業は日本国憲法に至ってその77条に明記された存在でもあります。その意味を改めてかみしめながら、これからの在り方を考えていく必要があると思っています。

—— 若手の弁護士や修習生、これから法曹を志す人へのメッセージをお願いします。

弁護士、そしてその法曹の原型、そのベースが弁護士だという考えで申し上げますと、弁護士が職業として非常にやりがいがあるのは確かです。先ほど申し上げたように、憲法にも明記されている唯一の民間の職業は弁護士だからです。多くの職業の中でも、選んで後悔のない職業だと思います。人権や社会正義に携

わるという誇りを持てる職業です。ぜひ挑戦していただきたい。

もう25年以上前の話になりますが、司法制度改革で法曹人口の大幅な増加、司法試験年間合格者3000人と言われていた時代でした。その頃、司法制度改革をになっておられた大先輩の方から、弁護士が急に増えて不安だという声がありますか、と聞かれたことがありました。その時の私の答えですが、若い人に将来は安泰と思っている人はよほどの人で、普通は不安はあって当然だと思います、ただ、不満はあるという人は多いのではないかとお答えしたことがありました。先輩方の時代は、日本は高度成長の時代で、それなのに弁護士人口、法曹人口が毎年500人増に固定化されていて、正にその期間は不安すらない時代だったと思うからです。

その間、毎年、もう少しずつ法曹人口を増やしていけばよかったものを、急に増やして、しかも低成長の時代に重なって、ということで大きな歪が出て、不安ならぬ不満の声が強くなってくるのではないのか、という話でした。

とはいえ、どんな職業でも若いうちは不安があるものですし、時間の経過により、もう法曹人口急増も均され、歪の時代は脱したのでは私は考えております。

—— 最後になりますが、会員の皆様が拝読しています。何か一言いただけますか。

LIBRAは、たとえば再審法の改正についても特集や連載を組んでいただいています。当会のみならず日弁連が取り組んでいる課題についても、LIBRAをご覧いただければ多くのことがわかると思います。会長声明や談話等も掲載していただき、執行部としても助かっています。LIBRAを手にとっていただき、会務のことのみならず実務的な企画も充実していますので、これからもぜひご覧ください。

—— ありがとうございました。

プロフィール すずき・よしかず

1987年修習終了(39期)。東京弁護士会副会長(2007年)、男女共同参画推進本部事務局長(2008～2011年)、民事司法改革実現本部部長代行(2021～2023年)。日本弁護士連合会事務次長(2003～2005年)、日本弁護士連合会立法対策センター事務局長(2013～2018年)、関東弁護士会連合会常務理事(2025年)、日本弁護士連合会副会長(2025年)等を歴任。